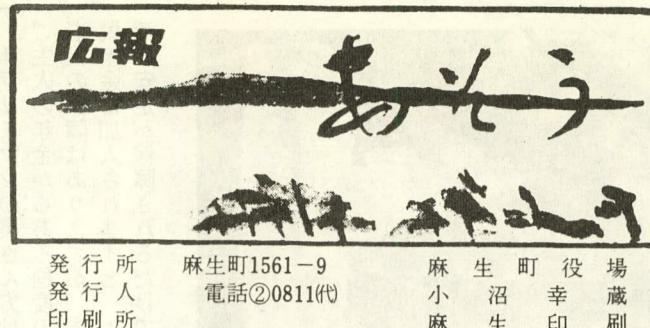


30 24 23 22 21 20 18
日 日 日 日 日 日 日
17 日 10 日 8 日 3 日 5 日
1 日 2 日 3 日 4 日 5 日
業文化祭 消防操法競技大会 公平委員会 文化の日・町民体育祭
農業委員会総会 戸籍届書類互審会 勤労感謝の日 国民年金相談日
固定資産税徴収

11月のメモ



11月15日
No 275

〈人口〉
男 8,950人
女 9,144人
計 18,094人
世帯数 4,109戸

昭和五十二年度前期(四月一日～九月三十日)の麻生町財政事情についてお知らせします。一般会計については、当初予算編成後の情勢の変化により、一億二千万円余の追加補正を行ひ、次に示すような数字になつております。本年度のおもな事業として

第一小学校、小高小学校の校舎をはじめ、麻生小学校、行方小学校の体育館、太田小学の校舎増築等も順調に工事が進められております。また、大和町民の憩いの場として計画が

行われている麻生小学校および行方小学校のプールは、すでに完成し、この夏から利用されております。また、大和町の景気回復が遅れているため、今後も財源確保に充分意をつくす考えですので、次に公表する財政の動向について、ご理解のうえ、ご協力を

お願いする次第です。

町のさいふ(財政事情書)を公表

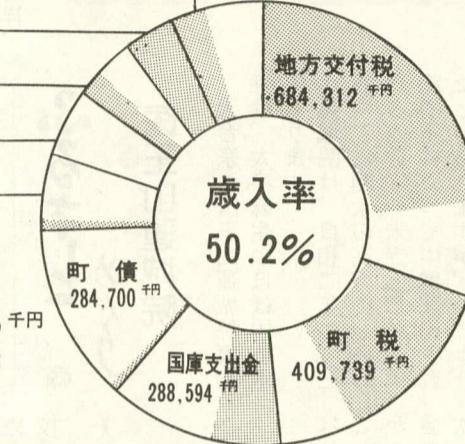
(1) 一般会計

その他 154,210千円
繰越金 82,413
諸収入 104,914
繰入金 117,000
県支出金 122,213

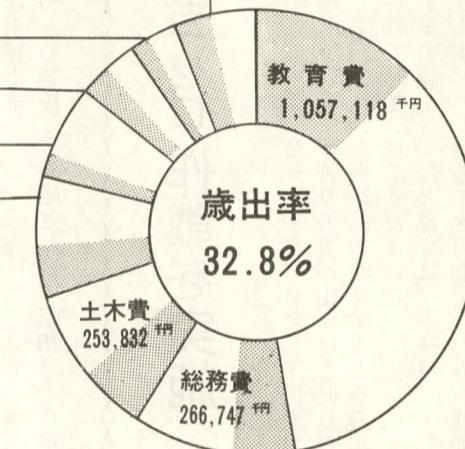
[はいったおかね]
予算額 2,248,095千円
収入額 1,127,563

[つかったおかね]
予算額 2,248,095千円
支出額 736,515

その他 135,170千円
公債費 78,284
消防費 99,568
農林水産業費 152,674
民生費 59,011



昭和五十二年四月一日から九月三十日までの一般会計予算に対する執行率(数字は予算額)



(3) 町の財産

1. 土地及び建物

名 称	土 地	建 物
学 舎	4,608m ²	1,933m ²
公 営 住 宅	191,787	23,390
その他の施設	16,682	3,410
山 林	49,465	6,043
田 畑	89,214	
その他の土地	9,656	
白 帆 庄	13,092	2,017
合 計	378,373	36,793

2. 物 品

乗用車	1台	小型ローラー	1台
広報車	4	小型トラック	1
給食配送車	3	小型トラクター	2
大型ダンプ	2	軽自動車	2
小型ダンプ	3	スプレーヤー	1
タイヤショベル	1	ミキサー	1
ブルトーザー	1	消防自動車	3
グレーダー	1	ユーピックス	1
8tローラー	1		

3. 出資による権利

県農業信用協会出資金	890千円
県信用保証協会出資金	2,231
県漁業信用基金協会出資金	600
県文化福祉事業団出資金	143
国保診療報酬支払基金預託金	637
県家畜産物衛生指導協会出資金	110

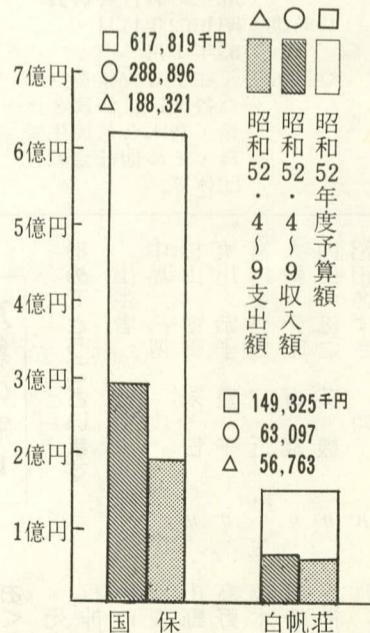
4. 基 金

土 地 開 發 基 金	73,086千円
国保診療報酬支払準備基金	18,255
国民年金印紙購入基金	6,000
財 政 調 整 基 金	191,357

(4) 住民の税負担

税 目	調 定 額	一 世 带 当 り	
		調定額	収入済額
町民税	167,303千円	40,696円	23,579円
固定資産税	168,040	40,876	29,982
軽自動車税	7,287	1,773	1,711
たばこ消費税	29,415	7,155	7,155
電気税	10,195	2,480	2,480
特別土地保有税	26,619	6,475	5,993
合 計	408,859	99,455	70,900
国民健康保険税	216,388	69,622	28,507

(2) 特別会計



5. 有価証券

電話債券	820千円
勧業銀行証券	131

6. 町 債

種 類	未償還額
教育施設	365,719千円
公営住宅	14,725
地方税減収	5,605
財政調整	16,500
公館用地取得	37,400
水道整備	171,340
白帆荘建設	9,360
合 計	41,000
合 計	32,142
	693,791

秋の火災予防運動

11月26日～12月2日

使う火を消すまで離すな目と心

火災の多発期を迎えるにあつて、一人ひとりの防火意識の向上を図るとともに、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期することの趣旨で、秋の全国火災予防運動が実施されます。

秋の全国火災予防運動が実施されることで、私たちの身近なところから安全を点検、防火に着手する行おう。

自分を使う火は消すまで責任をもち、その都度安全を確認しよう。

家庭では、(1)幼児、老人だけを残して外に出することは極力避けよう。(2)幼児、老人の安全な避難方法を考えよう。(3)就寝前の火の元点検を必ず行おう。

職場では、(1)職場ぐるみで、消火、通報及び避難訓練を実施しよう。(2)消防用設備等を総点検し、いつでも使えるようにしておこう。

防火意識を高めよう。(3)非常口付近や通路には、物を置かないようにしておこう。(4)職場教育を徹底し、職場の各六個を贈りました。小高い根本守さんは、太田公民館へ図書二十一冊を贈りました。宇崎の高野睦治さんは、宇崎の青年団友和会は、宇崎供会へ三千円を贈りました。聖書教育奉仕団は、麻生町公民館へほうき、チリ取りフライを贈りました。宇崎の高野軍司さんは、麻生の高野軍司さんは、麻生中学校へセツコウ百二十袋四百本、黒板三百七十九枚。宇崎の青年団友和会は、宇崎供会・老人会へ各千円、於下老人クラブへ五千円。於下老人クラブへ一万円。於下老人クラブへ一万円。

(善) 意

第29回人権週間
12月4日～10日
人権の共存―明るい近隣関係を築こう―

身障者・交通遺児・災害救助関係へ各三千円。於下の川尻貞夫さんは、於下老人クラブへ一万円。於下老人クラブへ五千円。於下老人クラブへ一万円。

サラリーマンの奥さま

国民年金に加入すればお得です

国民年金は、老後や思いがけない災難にあったときに生活を守るもので、おもに自営業の人たちや農業を営んでいた人たちが加入しています。しかし、サラリーマンの奥さん方でも希望すれば、国民年金に加入することができます。

希望して加入されると、将来ご夫婦そろつて年金が受けられますし、思いがけない災難で、からだが不自由になつたときには障害年金を、不幸にしてご主人がなくなれば母子年金を、それを受けることができます。サラリーマンの奥さん方はご主人の年金からある程度の老後の保障はあります。年金に加入されると、生

なく、老後の安心が倍になります。国民年金では、年金を受けるのに必要な期間がきめられていますが、サラリーマンの奥さんの場合は、国民年金に加入していなかつた期間も通算して年金を受ける資格期間となりますから大変有利です。

しかし年金額は、実際に保険料を納めた期間をもとに計算しますので、若いうちから加入して保険料を納めれば、高い年金が受けられます。サラリーマンの奥さん方のため、次の地域に立入り、土地測量等の調査をしますのでご協力くださるようお願いします。

◎調査地域
大字麻生字一丁窪、嘉祥、新原、上十三岡、大字青沼字櫻台、南原、十三

鰐沢、鰐沢台、水喰、俵保、杏ノ入、杏ノ入丸峰、大字矢幡字広台

昭和五十二年十月六日より昭和五十三年三月三十一日

◎調査期間
月玉川小学校をふり出しに公

められ、十三年には手賀小学校長、この間いくつかの学校

荒張さんは、大正十四年三月玉川小学校をふり出しに公

められ、十三年には手賀小学校長、この間いくつかの学校

瀬尾さんは、昭和三十八年

瀬尾さんは、昭和三十八年